

森づくり基本条例 構成図

前 文

- ・ 森林の恵み、森林をいつくしむ心を再確認し、森林の有する多面的機能の発揮と森林環境の高度化に努めることが必要。
- ・ 長期的展望に立って、市民一人ひとりが森づくりに取り組むことを目指す。
- ・ 新城北設楽地域4市町村共同の取組として条例を制定。

目的(第1条)

- ・ 豊かな森林環境、森林資源を保全するとともに次世代に継承し、もって住み良い地域をつくる。

基本理念(第3条)

長期的展望に立った森づくり 林業の振興と木材資源の循環利用 地域づくりと一体の森づくり 人材育成

定義(第2条)

市の責務(第4条)

総合的かつ計画的な施策の推進、他自治体への理解と協力の要請

森林組合の責務(第5条)

木材等の生産と供給を通じた森づくり、森林管理の適正化に係る組合員への働きかけ

森林所有者の役割(第6条)

森づくりの重要性の認識、所有又は育成する森林の状況把握と適正な整備保全

市民の役割(第7条)

森づくりへの協力や参加、地域材の積極的な活用

事業者の役割(第8条)

環境への負荷を低減させるための措置、木材等の循環利用の推進

基本計画(第9条)・・・施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針や目標等

市の施策

森林の整備及び保全の推進(第10条)

林業及び木材産業の健全な発展(第11条)

木材の利用の拡大(第12条)

地域づくりを通じた森づくり(第13条)

市民の森づくり活動の推進(第14条)

森づくりの普及啓発(第15条)

森づくり会議(第16条)・・・施策を円滑に推進するための組織

その他

立入調査ほか(第17～19条)